

学校給食の無償化を求める意見書

学校給食は1889年に山形県の小学校で貧困児童を対象に提供したのが始まりとされています。戦時中は食糧不足により中断されましたが、子供達の栄養状態の悪化などから1947年に再開され、今日に至っています。文部科学省の調査によれば、2015年度の国公立学校の完全給食実施率は、小学校99.1%、中学校88.1%、特別支援学校89.5%、夜間定時制高校77.5%となっています。

近年、自治体の努力による給食無償化が進んできています。2016年12月時点で無償化を行う市町村が少なくとも55にのぼることが報道されました。また半額補助や多子世帯への補助、産地食材の使用の補助など、給食費の保護者負担を部分的に補助する市町村も広がっています。全額補助と一部補助の自治体を合わせると少なくとも417市町村が実施しているという調査もあります。こうした背景には学校給食の教育的効果とあわせて、子どもの貧困の広がりがあると考えられます。栄養バランスのとれた温かく美味しい給食を、家庭の経済状況にかかわらず提供することは、子どもの健やかな成長のために非常に重要です。しかし財政的な負担から実施に踏み切れない市町村も多く、自治体間の格差が広がっていることも現実です。

2016年3月の経済財政諮問会議では、民間議員から子ども・子育て世帯の支援拡充として給食費の無料化の検討が提言されましたが、教育的効果と貧困への対応策と言うだけでなく、子育て支援やまちづくりの柱としての重要性が認識されつつあります。

日本で学ぶ全ての子どもたちが安心して学校給食を食べることができるよう、国の責任による学校給食の無償化は今後の重要な課題であり、その実現を政府に強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年 6月23日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 文部科学大臣 財務大臣